

第4部 震災応急対策計画

【施策の体系】

第4部 震災応急対策計画

第1章 活動体制の確立

災害応急対策を遂行するための活動体制の確立について定める。

第2章 初動対応期における災害応急対策活動

災害発生からおおむね3日目までの災害応急対策活動について定める。

第3章 救援期における災害応急対策活動

災害発生からおおむね3日目以降の災害応急対策活動について定める。

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う措置について定める。

第5章 火山噴火降灰対策

近隣の火山噴火に伴う活動について定める。

第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

東日本大震災の教訓にかんがみ、広域的かつ複合的な最悪事態への対応について対策の方向性を記載する。

第1章 活動体制の確立

地震発生時における応急対策を迅速かつ的確に実施するため、震度に応じた職員の参集・配備体制を整備し、災害対策本部の適切な設置・運営を図るとともに、通信手段の確保及び関係機関等への応援・協力要請の体制を確立する。

第1節 活動体制と動員計画

町は、地震災害が発生した場合、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

方策	担当部署
第1 職員の配備	各課
第2 初動体制及び警戒体制の設置・運営	各課
第3 動員計画	各課

第1 職員の配備

【各課】

迅速・的確な災害応急対策を遂行するため、地震発時における町の活動体制と配備基準を以下のとおり設定する。

1 初動体制

情報の収集連絡及び災害に対する準備処置を任務として活動する体制

2 第1警戒体制

本部は設置しないが、通常の組織をもって、情報の収集連絡及び災害に対する準備処置・応急措置を任務として活動する体制

3 第2警戒体制

本部を設置しないが、通常の組織をもって被害状況の調査及び応急対策を任務として活動する体制

4 非常体制：本部設置

本部を設置して、全職員の動員による町の組織機能のすべてを挙げて、救助その他の応急対策をもっとも強力に推進する体制

[地震発生時の職員の配備体制基準]

配備体制		配備基準	動員計画
初動体制		1 原則として震度4の揺れが発生した場合 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	非常時参集体制一覧による
警戒体制	第1警戒体制	1 原則として震度5弱以上の揺れが発生した場合 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 3 その他副町長が必要と認めたとき	非常時参集体制一覧による
	第2警戒体制	1 原則として震度5強以上の揺れが発生した場合 2 その他副町長が必要と認めたとき	非常時参集体制一覧による
非常体制		1 原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合 2 その他町長が必要と認めたとき	全職員

第2 初動体制及び警戒体制の設置・運営 【各課】

1 初動体制

(1) 実施の責任者等

町内に震度4の地震が発生した場合、若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、総務政策課長を責任者として、町は初動体制をとり、速やかに災害情報の収集などを行う。

(2) 警戒体制への移行

情報収集の結果、県内他市町村への支援が必要と想定される場合等は、必要に応じて警戒体制へ移行する。

2 警戒体制

(1) 実施責任者等

町内に震度5弱以上の地震が発生した場合、若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、副町長を責任者として、町は警戒体制をとり、速やかに災害情報の収集及び災害応急対策活動を実施し、必要に応じて非常体制へ移行する。

(2) 警戒体制の弾力的運用

副町長は、災害の規模及び被害状況により必要があると認めるときは、配備体制（第1配備、第2配備）を弾力的に運用する。

(3) 本部の設置

参集した各課局長は、状況に応じ速やかに本部の設置に移行し得るよう、次の措置をとる。

- ①職員の増員及び消防隊の編成、待機
- ②災害危険区域の警戒及び情報収集
- ③通信（伝達）体制の確立
- ④その他必要事項

第3 動員計画 【各課】

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 活動体制の確立－第1節 配備体制と動員計画－第3動員計画（〇〇ページ）」を準用する。

第2節 災害対策本部の設置・運営

災害発生のおそれがある場合又は災害発生時における災害対策本部の設置要領、運営方法及び事務分掌について定め、関係機関との連携のもと、応急対策を迅速かつ的確に実施する体制を確保する。

方策	担当部署
第1 本部の設置	総務政策課
第2 職員の勤務管理、健康管理及び給食等	総務政策課
第3 本部の組織編成	総務政策課
第4 事務分掌	各課
第5 職員の初動活動	各課

第1 本部の設置 【総務政策課】

町長は、町内に震度6弱以上の揺れが発生した場合、若しくは町長が必要と認めたときは、役場庁舎内に本部を設置する。

1 本部の設置

(1) 設置及び廃止の通知等

本部を設置したときは、町長（本部長）は直ちに、本部の名称、所管区域並びに設置場所及び時間を、その旨を次表の区分により、通知及び公表する。本部を廃止したときも、その旨を設置したときに準じ通知及び公表する。

通知及び公表先	通 知 及 び 公 表 の 方 法	責 任 者
各課	庁内放送、防災行政無線、電話	総務政策課長
住民	町防災行政無線、広報車、報道機関を通じての公表	〃
県本部	県防災行政無線、災害応急復旧用無線電話、電話	〃
関係機関	県防災行政無線、電話	〃
報道機関	口頭又は文書、電話	〃

なお、町において、震度6弱以上の地震を観測した場合は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する）。

(2) 本部設置場所

①本部は、庁舎1階庁議室に置く。ただし、本庁舎が被災し、町長が本部を設置できないと判断した場合には、滑川中学校に設ける。

②本部室には「滑川町災害対策本部」の標識を掲出する。

(3) 本部の職務

①災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長がその任にあたり、本部の事務を統括し、部の職員を指揮監督する。

- ②災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長がその任にあたり、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ③本部員は、各課局長等をもって充て、本部会議の構成員として町の実施する応急活動等に関する重要事項について協議する。
- ④本部の下に課を置き、本部員（関係課局長等）は本部長の命を受け、課の業務を掌理し、各課職員を指揮監督する。
- ⑤各課職員は関係する課局等の全職員とし、本部員の命を受けて応急活動等に従事する。

（4）本部会議の招集と運営

- ①本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。
- ②本部会議は、本部長、副本部長及び本部員の全部又は一部をもって構成する。
- ③本部会議の任務は概ね次のとおりとする。

- | |
|---|
| ア 本部体制の配備及び廃止に関すること。 |
| イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 |
| ウ 避難の指示等に関すること。 |
| エ 災害救助法の適用の申請に関すること。 |
| オ 自衛隊の災害派遣に関すること。 |
| カ 指定地方行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び県、他市町村に対する応援の要請等に関すること。 |
| キ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 |
| ク その他災害対策に関する重要事項 |

- ④本部員（各課長等）は、所属課の所管事項に関し、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を総務政策課長に申し出る。
- ⑤本部会議の事務は、人権・自治振興担当が行う。

（5）本部運営上の留意事項

①本部配備要員と連絡活動

本部には、総務政策課職員を配備し、連絡活動にあたる。各課の連絡担当職員は、所属課長が指名する。災害の状況によっては、拡大又は縮小できる。

②各課の留意事項

- ア 各課職員は、現地調査、他の機関、住民等から収集した被害状況等をとりまとめて、そのつど又は指示したとき、本部事務局に通報する。
- イ 各課は、被災地の観察調査計画、応急対策の実施計画等をとりまとめて本部事務局に通報する。
- ウ 一般被害状況（特に人身、人家被害）については、警察情報との調整、確認を図る。
- エ 本部設置時には、勤務時間外にあっても原則として次の措置をとる。

（ア）交換業務

- （イ）防災行政無線の維持
- （ウ）文書処理要員の確保
- （エ）庁内自動車の待機
- （オ）テレビ、ラジオのモニタリング等

- オ 総務政策課は、被災地、報道機関等からの被害写真等を収集整理して、関係方面に対する提供の需要に応える。
- カ 自動車の配車調整について、総務政策課は次の措置をとる。
- （ア）本部長、副本部長用車両の確保を図ること。

- (イ)車両の使用調整は、各課の行動日程を把握して行うこと。
- (ウ)民間車両の借上げは、各課の需要をとりまとめて実施すること。
- (エ)警察に対する緊急通行車両等の確認申請手続きは、本部事務局が各課をとりまとめて実施すること。

③広報

報道機関に対する被害状況、応急対策状況の発表、資料の配布等は、原則として総務政策課が特定の場所で実施する。

④本部縮小の場合の措置

災害状況の推移に応じて、職員配備を縮小し、又は一部の配備を解くとき、当該本部員は、その旨を必ず総務政策課に連絡するものとし、その非常連絡の措置を定めておく。

2 国、県との連携

町域に国の非常（緊急）災害現地対策本部や県現地災害対策本部が設置された場合には、当該本部と緊密な連絡を図り、協力して災害応急対策を実施する。

3 廃止基準

本部の廃止は、本部長が概ね次の場合に廃止する。

- ①予想される災害の危険が解消した場合
- ②災害発生後における応急対策が概ね完了したと認められる場合

第2 職員の勤務管理、健康管理及び給食等 【総務政策課】

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 活動体制の確立－第2節 災害対策本部の設置・運営－第2 職員の勤務管理、健康管理及び給食等（〇〇ページ）」を準用する。

第3 本部の組織編成 【総務政策課】

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 活動体制の確立－第2節 災害対策本部の設置・運営－第3 本部の組織編成（〇〇ページ）」を準用する。

第4 事務分掌 【各課】

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 活動体制の確立－第2節 災害対策本部の設置・運営－第4 事務分掌（〇〇ページ）」を準用する。

第5 職員の初動活動 【各課】

1 地震発生直後の本庁等の緊急措置（勤務時間内）

地震直後の緊急措置として、次の措置を講ずる。

(1)来庁者の安全確保と避難誘導

庁舎及び各施設への来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損等により避難が必要と判断される場合には、安全な場所へ避難誘導する。

(2)庁舎及び各施設の被害状況の把握と初期消火

庁舎及び各施設の被害状況を把握し、本部長へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。

(3)庁舎及び各施設の被害発生に伴う緊急防護措置

被害の状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立入り規制や薬物、危険物等

に対し緊急に防護措置を講ずる。

(4)非常用自家発電施設や通信施設の機能確保

庁舎及び各施設管理者は、非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保する。

2 夜間・休日等

庁舎及び各施設において、日直及び警備員が地震発生直後に実施する緊急措置は、次のとおりである。

(1)庁舎及び各施設の被害状況を把握する。

(2)被害の状況に応じて、庁舎及び各施設の緊急防護措置を講ずる。

(3)庁舎及び各施設の安全を確保（初期消火、飛散ガラス処理等）する。

(4)非常用自家発電施設や通信施設の点検を速やかに実施する。

(5)情報の収集・報告

(6)指示事項の実施

3 地震情報の収集

地震発生直後、埼玉県防災行政無線、町内震度計、防災気象情報、テレビ、ラジオ、インターネット等から地震情報を収集する。

4 避難場所・指定避難所の開設

職員は、避難場所・指定避難所の開設、救護、避難場所近隣の災害状況の把握及び本部への報告並びに情報伝達を実施する。

5 初動期災害情報の収集

警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、建築物被害、人的被害、火災発生状況など、各課が初動対応に必要な情報、自衛隊災害派遣要請、広域支援要請の判断に必要な情報を収集する。

第3節 情報通信手段の確保

地震災害の発生時に応急対策を適切に実施するため、町は県及び防災関係機関と相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・共有・伝達を行う。

方策	担当部署
第1 地震情報の収集・共有・伝達体制	各課
第2 災害情報の収集・共有・伝達体制	各課
第3 災害通信計画	総務政策課

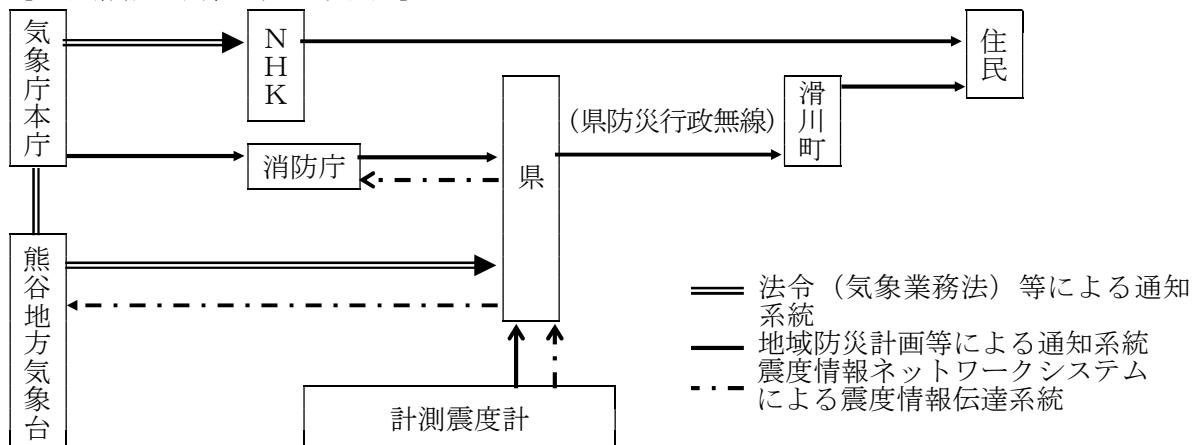
第1 地震情報の収集・共有・伝達体制 【各課】

1 地震情報の伝達

町が収集する地震情報の主たる流れは、次のとおりである。

なお、県内で震度4以上の地震を観測した場合に、県は防災行政無線の一斉FAXにより県内の震度分布図と震度一覧の送信を行う。

[地震情報の収集・伝達系統図]



2 町の措置

町は、地震情報を収集した場合、防災行政無線や広報車等により直ちに住民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。また、住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、迅速かつ的確な伝達に努める。

第2 災害情報の収集・共有・伝達体制 【各課】

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 活動体制の確立－第3節 情報通信手段の確保－第1 災害情報の収集・共有・伝達体制（○○ページ）」を準用する。

第3 災害通信計画 【総務政策課】

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 活動体制の確立－第3節 情報通信手段の確保－第2 災害通信計画（○○ページ）」を準用する。

第4節 相互応援協力

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 活動体制の確立－第4節 相互応援協力（〇〇ページ）」を準用する。

第5節 自衛隊の災害派遣要請依頼

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 活動体制の確立－第5節 自衛隊の災害派遣要請依頼（〇〇ページ）」を準用する。

第6節 ボランティア等との連携

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 活動体制の確立－第6節 ボランティア等との連携（〇〇ページ）」を準用する。

第7節 災害救助法の適用

「第3部 風水害応急対策計画－第1章 活動体制の確立－第7節 災害救助法の適用（〇〇ページ）」を準用する。

第2章 初動対応期の応急対策活動

地震が発生した場合、町は、速やかに災害対策本部等の体制を整え、震度・揺れの状況を踏まえつつ、人的被害及び建築物等の被害状況の把握、倒壊建物等における救助活動、火災等の二次災害の防止並びに必要な住民の避難誘導等の初動対応を集中的かつ機動的に実施する。もって、人命の保護を最優先として、被害の拡大防止と地域の安全確保を図る。

第1節 災害情報の収集・伝達・共有

方策	担当部署
第1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達	総務政策課、各課

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、町は、県及び関係機関と緊密な連携をとり、迅速かつ的確に収集・伝達・共有を図る。

第1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達 【総務政策課、各課】

1 収集すべき情報

本部長は、災対法第51条の規定に基づき、地域の災害危険状況、住民の避難状況、発災状況、被害状況、ライフライン被災状況、復旧に関する情報等について、災害の発生段階、復旧過程に応じて、適宜収集、分析、加工、共有、伝達する。

町は、町域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況をとりまとめ、災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

① 発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情 報 の 内 容	収集時期	収 集 源	伝達手段・経路等
1 発災情報	①がけ崩れ、土砂災害の発生状況(発災箇所、時期、種類、規模等) ②発災による物的、人的被害に関する情報 〔特に死者、負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の 覚知後即時	・被災現場 ・災害危険箇所等 を中心とする警戒 区域ごと ・町職員 ・消防団員 ・警察署 ・各公共施設の管理者 (避難所) ・自主防災組織、区組織 ・住民	・災害オペレーション 支援システム ・加入電話 ・専用回線電話 ・消防無線 ・警察無線 ・町防災行政無線移動 局 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線 電話(TZ41等) ・孤立防止無線
	③ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋梁、電気、水道、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被 害状況が把 握された後	・各ライフライン関係 機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線 電話(TZ41等)

2 住民の避難状況	・発災段階の避難実施状況 (避難実施区域、避難人数 避難所名等)	避難所収容の後	・避難所管理者、勤務職員 ・消防団員 ・警察署 ・自主防災組織、区組織	・町防災行政無線移動局 ・消防無線 ・警察無線 ・加入電話 ・アマチュア無線
-----------	--	---------	--	--

2 地震時における情報収集の流れ

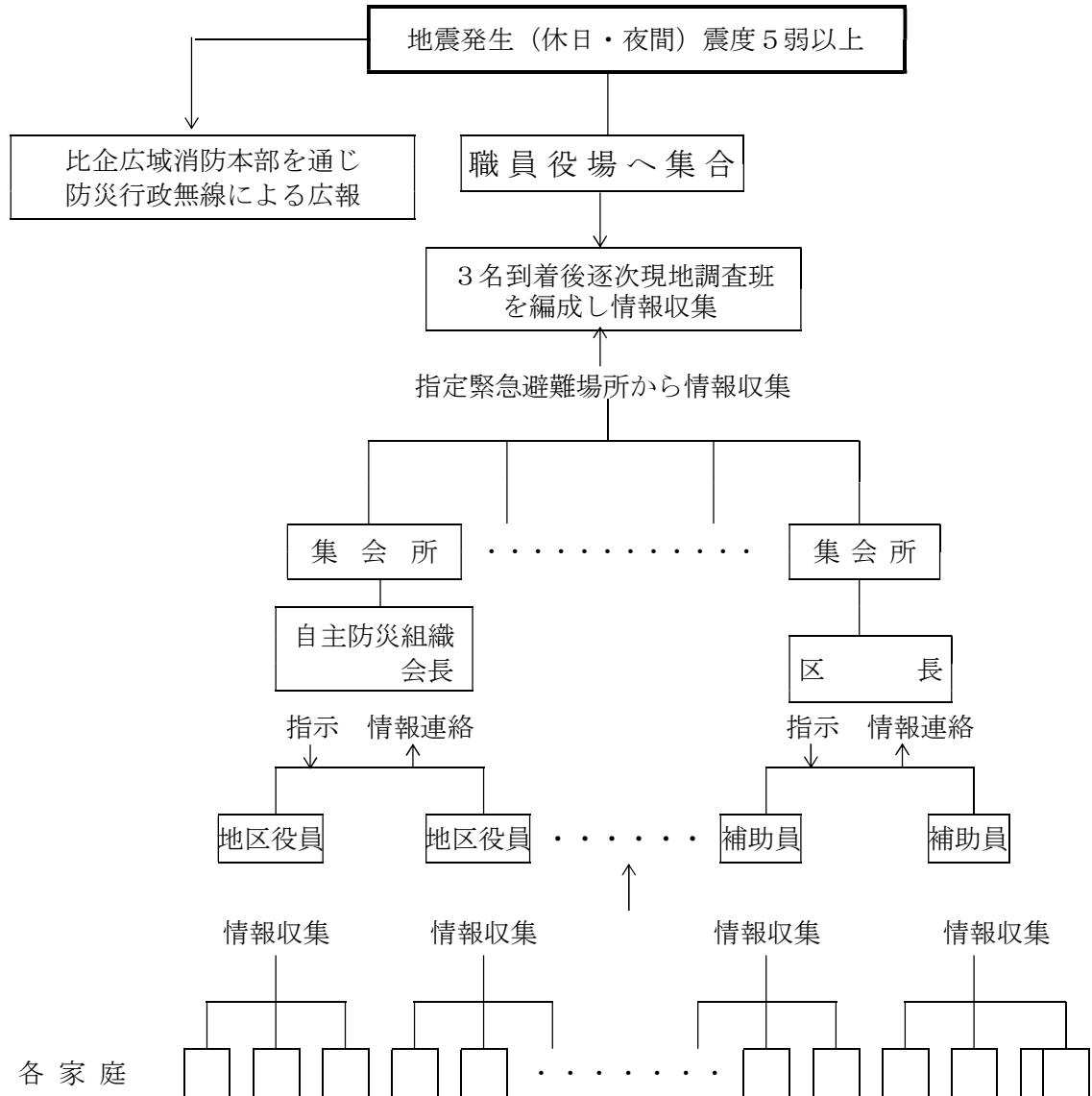
震度5弱以上の地震が休日・夜間に発生した場合の職員の行動及び被害状況等の情報収集体制を以下のとおりとする。

- (1) 地震(震度5弱以上)発生後、職員は役場へ集合する。
- (2) 職員が役場へ3名以上揃った段階で現地調査班を編成し、被害状況等の情報の収集を開始する。
- (3) 各地区では地震発生後、自主防災会長又は区長の指示によって区域内の被害状況を収集する。
- (4) 各家庭の被害状況は、自主防災組織や補助員、民生委員・児童委員等が調査し、各地区内の情報連絡所(一次避難所)と指定してある集会所へ集まるようにする。
- (5) 職員で編成された班は、自主防災会長又は区長を通じて指定された集会所から各家庭の被害状況を収集する。

3 情報収集の際の留意事項

- (1) 町は、災害情報の収集にあたっては、警察署と緊密に連絡する。
- (2) 被害の程度の調査にあたっては、町内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整する。
- (3) 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- (4) 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- (5) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

[地震時における情報収集の流れ]



第2節 広報広聴活動

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第2節 広報広聴活動（〇〇ページ）」を準用する。

第3節 消防活動

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏洩などによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

方策	担当部署
第1 初期消火活動	消防本部、消防団
第2 応援要請	総務政策課

第1 初期消火活動 【消防本部、消防団】

1 住民の対策

(1) 出火防止対策

地震が発生した場合、職場、家庭等においては、ガスコンロ、電気コンロ、時季により暖房器具等の火気の遮断により、出火防止に努める。

(2) 初期消火対策

火災が発生した場合、職場、家庭等においては、汲み置き水、消火器等による初期消火に努める。

2 消防団の対策

消防団は、地域に密着した防災機関として、消防関係機関と緊密な連携のもとに、次のような火災防御活動等に努める。

(1) 消防団の参集等

参集の必要がある地震（震度5弱以上）を覚知した場合の速やかな所属消防団への参集及び消防資機材等の安全確保

(2) 住民への初期消火の広報等

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。（拡声器、メガホン、サイレン等による住民への出火防止、初期消火の広報）

(3) 情報の収集、共有、伝達

現地火災情報等の消防機関への伝達

(4) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部との協力、地域住民、自主防災組織の協力のもとで迅速かつ効果的に行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3 消防本部の対策

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、全消防力をあげて消火活動に努める。

(1) 火災情報の収集及び伝達及び応援隊の受入

火災情報の収集は、119番を中心に行うが、通信回線が途絶した場合は、次の方法により速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握する。

①あらかじめ定めた経路、方法による職員の参集途上の情報収集

- ②消防団、自主防災組織の防災行政無線等による情報収集
- ③消防長は災害の状況を本部長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

(2)緊急交通路の確保

- ①消防本部は、警察及び道路管理者の情報をもとに火災現場までの通行路確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路警戒を要請する。
- ②消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。

(3)火災防御活動

- ①火災がある程度の消防力の強化によって鎮圧可能である地域については、全部の鎮圧あるいは大火の発生防止を目標として、これに必要な対策を講ずる。
- ②火災の発生密度が大きく、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、避難上の安全を確保するための消防活動を行う。
- ③避難者収容施設、救助物資の集積場所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防御活動を行う。

(4)同時多発火災への対応

①避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

②重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

⑤重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

第2 応援要請

【総務政策課】

1 手続き

消防相互応援協定による応援要請	本部長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。
知事への応援要請依頼	本部長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、緊急消防援助隊等応援消防隊の要請を知事に対して求めることができる。

2 内容

本部長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (1)火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由、災害種別及びその状況
- (2)応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (3)応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (4)町への進入経路及び集結場所（待機場所）
- (5)応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

第4節 救出救助・医療救護

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第3節 救出救助・医療救護（〇〇ページ）」を準用する。

第5節 重要道路の確保

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第4節 重要道路の確保（〇〇ページ）」を準用する。

第6節 緊急輸送

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第5節 緊急輸送（〇〇ページ）」を準用する。

第7節 避難

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

方策	担当部署
第1 避難の指示	総務政策課
第2 避難誘導	各課
第3 避難所の開設等	福祉課、会計課、税務課、町民保険課
第4 広域避難	総務政策課
第5 広域一時滞在	総務政策課

第1 避難の指示 【総務政策課】

(1) 町長による避難の指示の実施

本部長は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行う。

この場合、本部長は知事に必要な事項を伝達する。

(2) 避難の指示の周知

避難の指示を行った者は、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知する。その際、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難の指示は、要避難対象地域、避難先及び避難経路、避難理由及び避難時の留意事項を明示して行う。

(3) 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知する。

第2 避難誘導 【各課】

「第3部 風水害応急対策計画－第2章 警戒活動期の応急対策活動－第3節 避難－第2 避難誘導（○○ページ）」を準用する。

第3 避難所の開設等 【福祉課、会計課、税務課、町民保険課】

「第3部 風水害応急対策計画－第2章 警戒活動期の応急対策活動－第3節 避難－第3 避難所の開設等（○○ページ）」を準用する。

第4 広域避難

【総務政策課】

「第3部 風水害応急対策計画－第2章 警戒活動期の応急対策活動－第3節 避難－第4 広域避難（〇〇ページ）」を準用する。

第5 広域一時滞在

【総務政策課】

「第3部 風水害応急対策計画－第2章 警戒活動期の応急対策活動－第3節 避難－第5 広域一時滞在（〇〇ページ）」を準用する。

第8節 文教対策

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第6節 文教対策（〇〇ページ）」を準用する。

第9節 給水活動

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第7節 給水活動（〇〇ページ）」を準用する。

第10節 食料の供給

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第8節 食料の供給（〇〇ページ）」を準用する。

第11節 生活必需品等の供給・貸与

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第9節 生活必需品等の供給・貸与（〇〇ページ）」を準用する。

第12節 要配慮者等の安全確保対策

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第10節 要配慮者等の安全対策（〇〇ページ）」を準用する。

第13節 遺体の搜索、処理、埋・火葬

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第11節 遺体の搜索、処理、埋・火葬（〇〇ページ）」を準用する。

第14節 障害物の除去

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第12節 障害物の除去（〇〇ページ）」を準用する。

第15節 ライフラインの応急復旧

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第13節 ライフラインの応急復旧（〇〇ページ）」を準用する。

第16節 公共施設等の応急対策

災害により被害が生じた場合、施設利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

方策	担当部署
第1 町の公共施設	建設課、関係各課
第2 その他の公共的施設等	施設管理者
第3 応急危険度判定及び被災度区分判定調査	建設課

第1 町の公共施設

【建設課、関係各課】

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第14節 公共施設等の応急対策－第1 町の公共施設（○○ページ）」を準用する。

第2 その他の公共的施設等

【施設管理者】

「第3部 風水害応急対策計画－第3章 初動対応期の応急対策活動－第14節 公共施設等の応急対策－第2 その他の公共的施設等（○○ページ）」を準用する。

第3 応急危険度判定及び被災度区分判定調査

【建設課】

1 応急危険度判定

町は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止するため、外観目視等によって判定する応急危険度判定を行い、必要に応じて県に応援を要請する。

2 被災度区分判定調査

応急危険度判定後、建物の継続使用に関する安全性について調査するため被災度区分判定調査を行い、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料とする。

調査は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施するものとし、必要に応じて、県に協力を要請する。

3 応急措置

被災建築物の調査に基づき、適切な応急措置を実施する。

第17節 帰宅困難者対策

町内での従業者、観光客等の安全確保を図るため、関係機関と連携し、帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施し、帰宅困難者の安全確保を図る。

方策	担当部署
第1 情報提供及び一時滞在施設の開設・運営	福祉課、町民保険課、教育委員会
第2 帰宅活動への支援	福祉課、町民保険課、教育委員会

第1 情報提供及び一時滞在施設の開設・運営 【福祉課、町民保険課、教育委員会】

1 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者にとって必要な交通情報や被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

〔帰宅困難者に伝える情報例〕

- ①被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、道路被害、浸水状況、土砂災害発生状況、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ②鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ③帰宅にあたって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ④支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

実施機関	項目	対策内容
町	誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 ・緊急速報メールによる情報提供 ・デジタルサイネージを活用した情報提供
県	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
鉄道事業者	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話 (株) 携帯電話事業者	安否確認手段 の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル(171) 及び災害用伝言板 (web171) のサービス提供 ・特設公衆電話の設置等
ラジオ、テレビ 等放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

2 一時的な滞在

(1)駅周辺等における一時滞在施設の開設

災害の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を

防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設の開設・運営については、避難所の開設・運営を準用する。

〔一時滞在施設の運営の流れ〕

- ①建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
 - ②施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
 - ③施設利用案内等の掲示
 - ④電話、特設公衆電話、FAX 等の通信手段の確保
 - ⑤町等へ一時滞在施設の開設報告
- ※一時滞在施設の開設運営にあたっては、事後に救助法による費用の支弁を求めるなどを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

(2)一時滞在施設への誘導

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

(3)一時滞在施設の運営

一時滞在施設に受入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

町は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、町から提供された情報などを受入れた帰宅困難者に提供する。

運営にあたっては、共助の点から、必要に応じて施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として協力を要請する。

(4)一時滞在施設の閉鎖

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が、一つの判断材料となる。

一時滞在施設の管理者は、閉鎖にあたっては町と調整をする。

管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

第2 帰宅活動への支援

【福祉課、町民保険課、教育委員会】

代替輸送の発着所となる町は、帰宅困難者の円滑な乗降について体制を整備し担当する。また、町は発着所に救護所等を設置し、県及び県医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。

また、沿道の住民や事業所等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報を提供するよう努める。

実施機関	項目	対策内容
町、県、県バス	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供的の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請

第4部 震災応急対策計画 第2章 初動対応期の応急対策活動
第17節 帰宅困難者対策

協会	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力パワー グリッド(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

第3章 救援期の応急対策活動

町は、応急的な人命救助等が一段落した後も、被災者の生活の安定を図るため、避難所の運営、食料・飲料水・生活必需品の供給、医療・保健・福祉サービスの提供等の救援活動を継続して実施する。あわせて、災害廃棄物の処理や被災住宅の応急修理等の復旧対策を推進し、被災地域の早期の生活再建につなげる。

第1節 災害情報の収集・伝達・共有

「第3部 風水害応急対策計画－第4章 救援期の応急対策活動－第1節 災害情報の収集・伝達・共有（〇〇ページ）」を準用する。

第2節 広報広聴

「第3部 風水害応急対策計画－第4章 救援期の応急対策活動－第2節 広報広聴（〇〇ページ）」を準用する。

第3節 避難所の運営

「第3部 風水害応急対策計画－第4章 救援期の応急対策活動－第3節 避難所の運営（〇〇ページ）」を準用する。

第4節 保健衛生

「第3部 風水害応急対策計画－第4章 救援期の応急対策活動－第4節 保健衛生（〇〇ページ）」を準用する。

第5節 廃棄物対策

「第3部 風水害応急対策計画－第4章 救援期の応急対策活動－第5節 廃棄物対策（〇〇ページ）」を準用する。

第6節 応急住宅対策

「第3部 風水害応急対策計画－第4章 救援期の応急対策活動－第6節 応急住宅対策（〇〇ページ）」を準用する。

第7節 応急教育

「第3部 風水害応急対策計画－第4章 救援期の応急対策活動－第7節 応急教育（〇〇ページ）」を準用する。

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

町は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていないが、埼玉県は内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。このため、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定める。

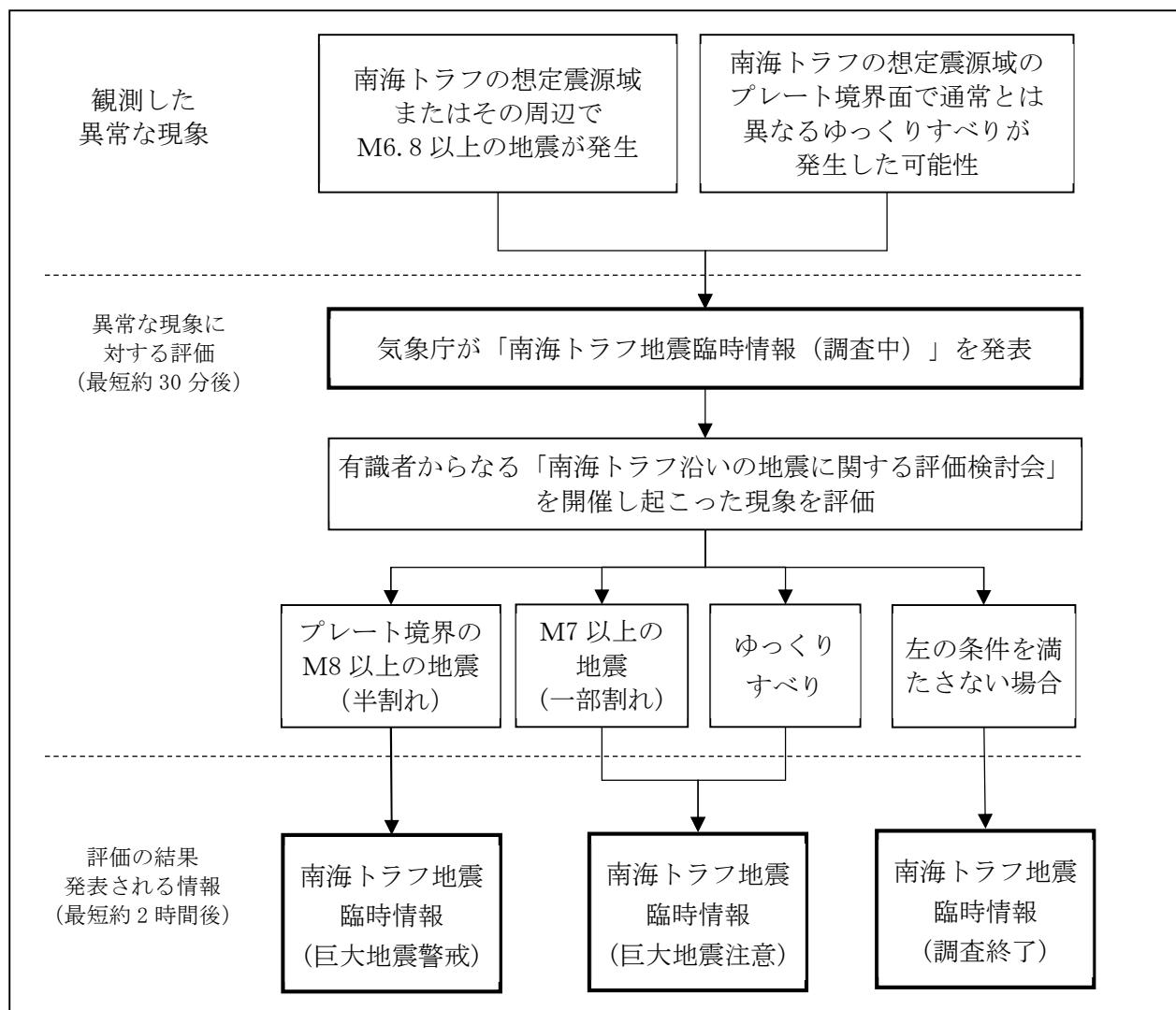
第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

【総務政策課】

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び町、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた町及び防災関係機関は、府内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



資料：南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂、内閣府（防災担当））

第2 住民、企業等への呼びかけ

【総務政策課】

町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ（プレート境界のM 8以上の地震）	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ（M 7以上の地震）	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

1 住民の防災対応

- 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。
 - (例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等
- 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。
 - (例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

2 企業等の防災対応

- 日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。
 - (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第3 地震発生後の対応

【各課】

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、町及び県、防災関係機関は、「第4部 震災応急対策計画」に基づき災害対応を行う。

第5章 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性があることが示されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

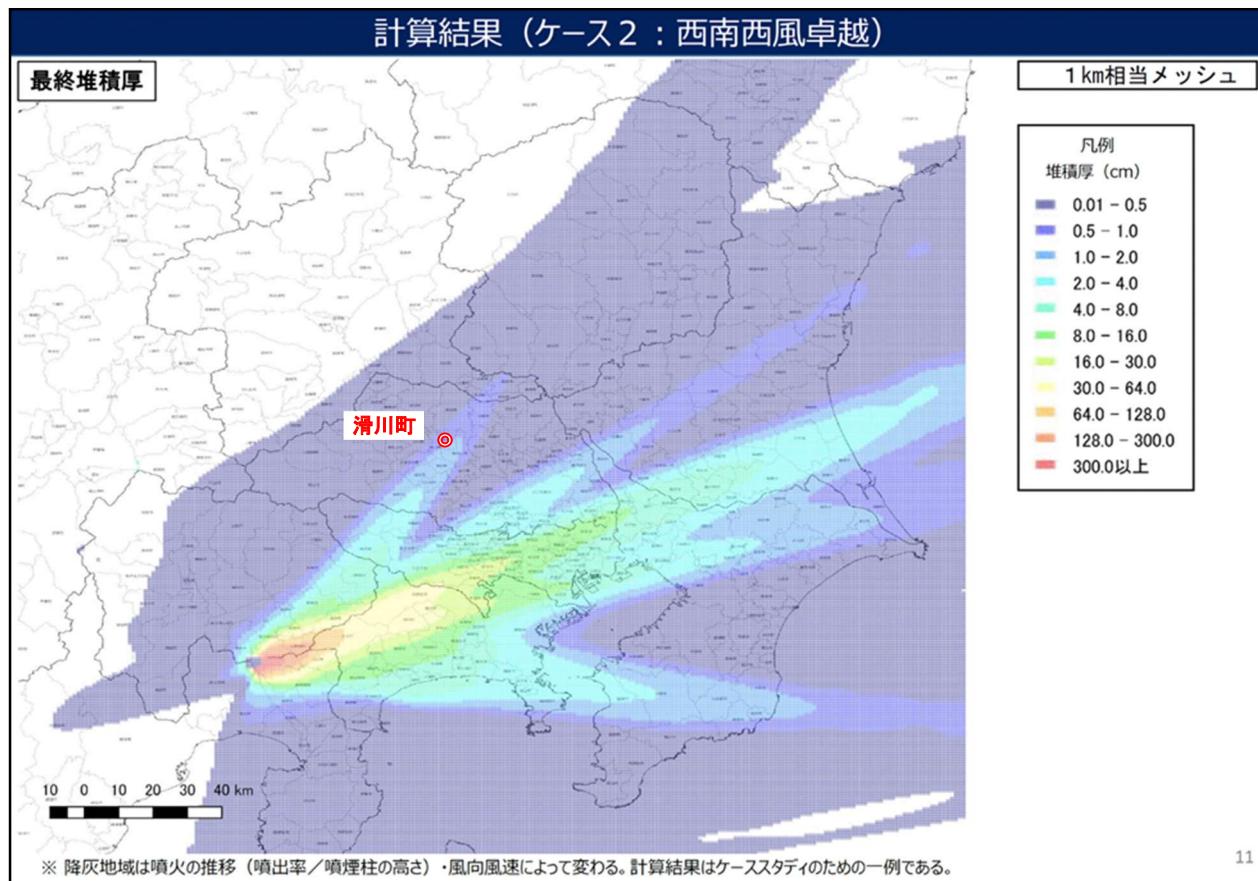
これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第1節 火山噴火の概要

第1 被害想定

1 富士山が噴火した場合

中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5cm以下の降灰量と想定され、町においては0.5～2cmの降灰の可能性がある。



(出典：大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ「降灰シミュレーションのパラメータと計算結果」)

2 その他の火山

近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数 cm の降灰堆積の可能性がある。

第2節 予防・事前対策

第1 事前対策の検討 【関係各課】

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

- ・住民の安全、健康管理等
- ・降灰による空調機器等への影響
- ・視界不良時の交通安全確保
- ・農産物等への被害軽減対策
- ・上下水道施設への影響の軽減対策
- ・降灰処理

第2 食料、水、生活必需品の備蓄 【総務政策課】

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄の促進（3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨）

第3節 応急・復旧対策

第1 応急活動体制の確立 【各課】

町は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

第2 情報の収集・分析・加工・共有・伝達 【総務政策課】

1 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、若しくは町内に降灰があったときは、県及び降灰があった市町村と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

2 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

町及び県は、降灰に関する情報を熊谷地方気象台に提供する。

〔降灰調査項目〕

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ

3 降灰に伴う取るべき行動の周知

町は、降灰が予測される場合は、降灰時にとるべき行動を、住民に発信する。

（例）

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

住民への発信にあたっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、SNS、データ放送など）も活用する。

第3 避難所の開設・運営 【会計課、税務課、町民保険課、福祉課】

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、町は避難所及び福祉避難所を開設・運営する。

避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

第4 医療救護 【健康づくり課】

火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響など健康への影響が懸念されるため、対応が必要である。

第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策**【建設課、上下水道課、ライフライン事業者】**

(1) 下記の事例が報告されている。

(例)

- ・電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。
雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
- ・上水道：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。
火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
- ・道路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。
- ・鉄道：分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

(2) 降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

第6 農業者への支援**【産業振興課】**

- (1) 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。
- (2) 火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。
- (3) 河川や養魚池への降灰により、水質が悪化し魚が死亡する可能性があるため、被害状況を把握するとともに、養殖業者に対し、被害状況に応じた技術指導等を実施する。

第7 降灰の処理**【建設課、道路管理者】**

- (1) 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- (2) 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- (3) 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施する。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。
- (4) 具体的な処分先及び処分方法については、今後の国の検討状況を踏まえ検討、決定する。

第8 物価の安定、物資の安定供給**【産業振興課】**

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう、住民や事業者に冷静な行動を求める。

第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1節 シビアコンディションを設定する目的

地域防災計画の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2節 シビアコンディションへの対応

震災対策に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、住民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にもなり得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

町及び県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や住民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることよって、なんとしても住民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる本県が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。町や県域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

1 命を守るのは「自分」が基本

課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

対策の方向性

- <予防期>
- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

2 支援者の犠牲はあってはならない

課題

- 発災後、救助・救出・初期消火にあたっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

3 火災から命を守る

課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実に行い、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災行政無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、県警、町、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

4 首都圏長期大停電と燃料枯渇

課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1カ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

対策の方向性

- 主な防災拠点では、燃料又は電源を多重的に確保するとともに、例えば災対本部が設置される町庁舎等には、備蓄が可能なLPGガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 町外、県外から避難者の受入について、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、町内避難所の環境を向上させるとともに、住民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

5 その時、道路は通れない

課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

対策の方向性

- 県は、北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国県道の幹線道路網の整備を進める。
- 県は、都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。
- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

6 首都機能の麻痺

課題

- 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
- 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
- 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

対策の方向性

- さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
- さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

7 デマやチェーンメールは新たな災害

課題

- 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

8 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

課題

- 大量な重傷者に対し、DMAT 等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

対策の方向性

- 県は、衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。
- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 県は、都内等から県内医療施設への傷病者の受入を支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、すべての病院の耐震化を進める。

9 都心からの一斉帰宅は危険

課題

- 余震による落下物のおそれがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる。
- 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

対策の方向性

- 近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- 慌てて帰宅を開始しないで済むよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- 都内にいる住民も含め、県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

10 危険・不便な首都圏からの避難

課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入は速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入は計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受入について、発災時に混乱が生じないよう、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入について、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。

- 九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内又は群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入）と調整を行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

11 助かった命は守り通す

課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

対策の方向性

- 被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平時から情報を持ち合う。
- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

12 食料が届かない

課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資輸送拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。

13 災害の連鎖を防止せよ

課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

